

公開学習会 (PART 35)

「日弁連・死刑廃止宣言の持つ意味」

2016年10月6、7日、福井市で開かれた日本弁護士連合会の人権擁護大会で、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」が採択されました。日弁連が死刑廃止を宣言したのははじめてのことです。この宣言には、2014年3月に静岡地裁で袴田巖さんの再審決定が出され、48年ぶりに釈放されたことが大きく影響しています。今回は、長年死刑廃止に取り組んで来られた小川原優之弁護士のお話を伺いたいと思います。ひとりでも多くみなさまのご参加をお待ちしています。

日時 2017年1月29日 (日) 3時～5時 (開場2時半)

会場 カトリック清瀬教会 (清瀬市松山1-21-12)

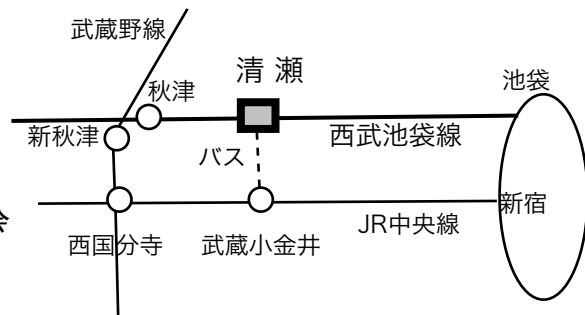
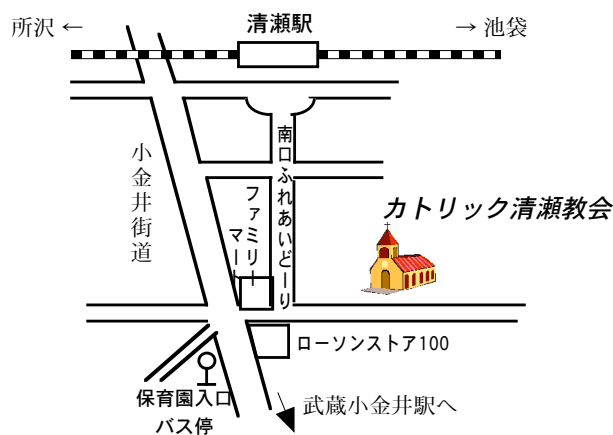
参加費 500円

講師 小川原優之弁護士 (日弁連死刑廃止検討委員会事務局長)



東北大学卒業。1985年(昭和60年)弁護士登録(第二東京弁護士会)。2003年度(平成15年度)第二東京弁護士会副会長。日弁連人権擁護大会で採択された死刑制度の廃止を求める宣言を取りまとめた中心メンバー。ホームページ:「森のおひさま教室-死刑についてみんなで考えてみよう」<http://www.morino-ohisama.jp/>

※5時半から新年会を行います(会費2,500円)
ご参加ご希望の方は救う会までお申込み下さい。



〈交通〉西武池袋線「清瀬」駅南口下車徒歩5分。またはJR中央線「武蔵小金井」駅北口から西武バス「清瀬駅」行き乗車(30～40分)、「保育園入口」下車すぐ。

主催 無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

東京都東村山市久米川町1-50-1-4-401 門間方

共催 カトリック東京教区 正義と平和委員会

お問い合わせ ☎&FAX 042 (394) 4127 (もんま) /090-7717-0961 (当日のみ)